

技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務

プロポーザル公募要領

令和6年4月1日

岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課

目 次

第1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	委託業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加者要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第3	評価に係る事項	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び配点	
4	最優秀提案者の選定方法	
5	選定結果の通知・公表	
第4	契約の締結	6
第5	業務の適正な執行に関する事項	7
第6	業務の継続が困難となった場合の措置	7
第7	その他	8
第8	問い合わせ先及び各種書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価基準	

技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務 プロポーザル公募要領

岐阜県は、技術力を持った新事業の発掘・育成を図り、県内における将来的な新産業・新サービスの創出を目指す「技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルに当たっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 委託業務名

技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務

2 委託業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 委託費の上限

8,844,386円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員は下記（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が下記（2）から（10）までのすべての要件を満たしている必要があります。

- （1）国内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）プロポーザル評価会議を開催する日において、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に搭載されている者であること。
- （4）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基
 - ウ

づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (10) 県税等の公租公課について、未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

業務委託仕様書に基づき、以下に従って、様式 1 により作成してください。

- (1) 企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型（資料の一部に A 3 判資料を折り込み使用することは可）とします。
- (2) 企画提案書で使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
- (3) 企画提案に関する参考資料、説明資料等が必要な場合は、任意様式により添付することができます。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

①公募要領等の公表・配布	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 22 日（月）
②公募要領等に係る質問書の受付	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 22 日（月）
③ プロポーザル参加申込書の受付	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 22 日（月）
④ 企画提案書の受付	令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 5 月 1 日（水）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 6 年 5 月下旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 5 月下旬（予定）

(2) 公募要領等の配布期間等

ア 配布期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 4 月 22 日（月）まで

イ 配布時間

8 時 30 分～17 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課
(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)

※公募要領等は、岐阜県公式ホームページの以下のページにも掲載します。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/345148.html>

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月22日(月)まで

イ 提出方法

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(別添1)を郵送、FAX又は電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)により産業イノベーション推進課に提出してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、随時上記ホームページ上で公開します。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月22日(月)まで

イ 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別添2)を持参、郵送又は電子メール(ファイル形式はMicrosoft Word又はPDFとしてください。)により、令和6年4月22日(月)午後5時15分までに、産業イノベーション推進課に提出してください。

なお、郵送による提出は、必ず特定記録郵便によりしてください。また、郵送による提出の場合でも、令和6年4月22日(月)午後5時15分必着とします。

(6) 企画提案書等の受付

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年5月1日(水)まで

イ 提出書類

(ア)	企画提案書	様式1	
(イ)	見積書	任意様式	
(ウ)	法人等に関する資料(a~c)		
	a	法人等概要書	様式2
	b	履歴事項全部証明書(提出日において、発行日から30日以内のものに限る。)	—
c	直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の	—	

		場合は、同様の内容が明らかとなった資料)	
(エ)	誓約書		様式 3
(オ)	共同体に関する書類 (a～c) ※共同体の場合のみ		
	a	共同体構成員届出書	様式 4
	b	共同体協定書の写し	様式 5
	c	委任状 (構成員ごとに提出してください。)	様式 6
(カ)	社会的課題への取組み		様式 7
(キ)	契約実績証明書		様式 8

ウ 提出部数

7部 (原本1部及び副本6部)

エ 提出方法

持参又は郵送により、令和6年5月1日(水)午後5時15分までに、産業イノベーション推進課に提出してください。

なお、郵送による提出は、必ず特定記録郵便によりしてください。また、郵送による提出の場合でも、令和6年5月1日(水)午後5時15分必着とします。

(7) プロポーザル参加に当たっての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 公募要領に違反すると認められる場合

(オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出することはできません。

エ 提出書類の変更の禁止

受付期間終了後における提出書類の変更、差替え及び再提出は、軽微なものを除き、認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出その他のプロポーザルに参加するために要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

キ その他

(ア) 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書その他の提出書類が提

出されない場合は、参加を辞退したものとみなします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 共同体が提案者となる場合は、企画提案書等において、共同体を構成する法人等が委託業務を行う上で果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、代表となる法人等が応募手続を行い、対応窓口となることとしてください。

(エ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(オ) 企画提案書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、評価会議の前日の正午までに、辞退届（任意様式）を、持参又は郵送により産業イノベーション推進課に提出してください。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中における本業務に係る費用の見込額とします。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

ウ 一般管理費については、事業費の10%以内としてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、事業者の選定に当たっては、別表の評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分配慮しながら、評価会議構成員が企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上で選定を行います。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

令和6年5月下旬（予定）

※開催日時・場所については、詳細が決定し次第参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 15分以内

構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください。（共同体による提案においても、1共同体につき3名までとしてください。）

イ パソコンやスライド機材等を使用することはできません。

ウ 各提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価の対象としません。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、オンラインでの評価会議又は書類審査をもって評価会議に代える場合があります。

3 評価項目等

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

評価項目に従って、提出書類及び提案者の行うプレゼンテーションの内容について、評価会議構成員が評価・採点します

(1) 順位点の付与

構成員毎に評価点の高い順から順位点を付与します。(1位=1点、2位=2点、3位=3点、…)

(2) 最優秀提案者

構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。ただし、各構成員の評価点の合計が基準点(60×構成員数)を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。順位点合計の最も低い且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が一者又はない場合の取り扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討します。

5 選定結果の通知・公表

選定結果は、速やかに提案者に文書で通知するとともに、以下の項目を岐阜県公式ホームページで公表します。

(1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称(申込順)

(3) 全提案者の評価点(得点順)

※公表内容は提案金額を含みますが、提案者の名称は秘匿します。なお、提案者が2者の場合は、提案者の競争上の地位に配慮し、公表しません。

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて提案から内容を変更した上で契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で、仕様の詳細事項について協議が整わない

場合は、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たした者に限る。）と協議を行うものとします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第 114 条第 2 号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。岐阜県会計規則第 114 条第 2 号に掲げる要件の一に該当しない場合は、契約保証金の納付が必要であり、納付額は、契約金額が 500 万円未満の場合、当該額の 10/100 以上、契約金額が 500 万円以上の場合、当該額の 5/100 以上 10/100 以下の範囲内において、県が定めます。

第 5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる業務について、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りではありません。

3 個人情報の保護

事業者は、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）及び知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできません。委託業務終了後も同様です。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な執行の妨害を受けたときは、警察に通報しなければなりません。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがあります。

(2) 不当介入による履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができます。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置

1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約を取り消すことができます。この場合において、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとしてします。

なお、県が契約を取り消した場合においては、受託者は、次期受託者が円滑に、かつ、支障なく本事業に係る業務を遂行することができるよう引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害等の不可抗力その他の県及び受託者の双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について両者は協議するものとします。この場合において、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれは事前に書面で通知することにより、契約を解除することができます。

なお、受託者が委託期間の終了、契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐに当たっては、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者とは契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として、契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階
岐阜県産業イノベーション推進課

TEL : 058-272-8389 (直通)

FAX : 058-278-2679

電子メールアドレス : c11352@pref.gifu.lg.jp

別表

技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容、実施能力等に関して評価を行う。

【評価点】(100点) = 【1 事業実施体制・実績】(30点) + 【2 事業の企画・運営】(70点)

2 採点について

下表の評価項目及び評価基準に基づき採点を行う(100点満点)。

(1) 事業実施体制・実績

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	実施体制	10点	8点	6点	4点	2点
2	業務実績	10点	8点	6点	4点	2点
3	見積内容	5点	4点	3点	2点	1点
4	SDGs達成に向けた取組み	該当がある場合のみ				
		5点	4点	3点	2点	1点
小 計		30点満点				

(2) 事業の企画・運営

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	シーズの掘り起こしについて	20点	16点	12点	8点	4点
2	加速化支援について	20点	16点	12点	8点	4点
3	起業家交流会について	10点	8点	6点	4点	2点
4	実施形式について	10点	8点	6点	4点	2点
5	事業広報等について	10点	8点	6点	4点	2点
小 計		70点満点				